平成２２年（フ）第１３２号
東京都小平市上水本町５丁目20番２―451号クラウンガーデン武蔵野、開始決定時の住所長野県松本市大手１丁目６番16―803号サーパス北松本
破産者　野口喜美子
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第５５９４号
大阪市生野区桃谷４丁目７番９号
破産者　長谷川雪嫺こと長谷川京香こと張玉淑こと　張　　玉順
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８５４号
大阪市中央区上本町西２丁目２番14号
破産者　山口　尚世
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８８８号
大阪市東住吉区矢田１丁目10番22号
破産者　志原　順子
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３１０号
大阪府箕面市坊島５丁目８番１号
破産者　土肥　史登
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７９号
大阪市浪速区恵美須東３丁目６番13号　コンホートマナベ６Ｆ３号
破産者　アトリエ弁天小造こと　小林登志彦
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１６８号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田３丁目21番３号
破産者　大川　浩一
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１７６号
大阪府寝屋川市松屋町６番24号、前住所大阪府四條畷市岡山５丁目２番７号
破産者　古賀シズヨ
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１８４号
大阪市城東区諏訪２丁目９番18号
破産者　束野　正昭（旧姓道下）
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２３６号
大阪市西区立売堀６丁目６番６―1311号
破産者　中嶋　　隆
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５７０号
沖縄県八重山郡竹富町小浜東表2954　南西楽園小浜島リゾート男子寮205号室、開始決定時の住所大阪府守口市大日町２丁目９番14号
破産者　久野　雅夫
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６４８号
大阪府八尾市志紀町２丁目97番地の２
破産者　渡邉　晴之
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９３０号
大阪府八尾市太子堂１丁目４番23号
破産者　山元　英機
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４２５号
大阪市西区北堀江１丁目17番15―802号、住民票上の住所兵庫県神戸市中央区中山手通２丁目３番14号エイコースカイハイツ903
破産者　勝田　敏彦
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６３３号
大阪府東大阪市山手町14番14号
破産者　櫻井　　崧
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２２６号
奈良市大宮町４丁目270番地の４　ハイツ新大宮301号
破産者　安部　　茂
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２２７号
奈良市大宮町４丁目270番地の４　ハイツ新大宮301号
破産者　安部多恵子
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４３７号
大阪府高槻市上牧町２丁目11番９号の９
破産者　吉田　陽子
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５０６号
大阪市住之江区東加賀屋３丁目９番20号
破産者　安永　三郎
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部